

写

令和元年度

財政援助団体等
監査結果報告書

諏訪市監査委員

令元諷監第29号
令和元年12月24日

諷訪市長 金子 ゆかり 様
諷訪市議会議長 議長 伊藤 浩平 様

諷訪市監査委員 中澤 芳雄

諷訪市監査委員 横山 真

令和元年度財政援助団体等監査の結果について(報告)

地方自治法第199条第7項の規定により、別紙のとおり財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

なお、地方自治法第199条第12項の規定により、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知し、監査委員がそれを公表することが義務づけられていますので、改善策等を講じたときは通知願います。

1 監査の種別

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

2 監査の実施日

令和元年10月29日（火）

3 監査の対象団体

公益社団法人 諏訪市シルバー人材センター

4 所管課所

健康福祉部 高齢者福祉課

5 監査の執行者

諏訪市監査委員（識見委員） 中 澤 芳 雄

諏訪市監査委員（議選委員） 横 山 真

6 監査の目的及び実施方法

監査対象団体への財政援助に係る出納、その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に、あらかじめ指定し提出させた資料等に基づき、対象団体の事務局長及び事務局職員、所管課所より説明を聴取し、内容を把握するとともに、質疑形式により監査を実施した。

なお、監査実施日において、今年度における当該財政援助に係る事業が継続中であることから、前年度における出納その他の関係事務を説明聴取の範囲として、当該財政援助事業に係る会計経理の適否及び妥当性について検証した。

7 監査の結果

監査の結果、対象団体に対する財政援助に係る出納その他の事務は、概ね適正に実施されているものと認めた。

なお、軽微に改善を求める事項及び助言事項は、監査時に口頭で言及したので、本報告書では割愛するが、所管課所の指導の下、引続き財政援助の趣旨に従い、所期目的の達成に向け、適正な事業展開、執行に努められたい。

8 監査意見

監査における個別の意見は以下のとおりである。

(1) 財政援助団体等監査

i) 監査の対象とした団体等の所在及び名称

名 称 公益社団法人 諏訪市シルバー人材センター

所在地 諏訪市上川一丁目1516番5号

ii) 所管課所名

健康福祉部 高齢者福祉課

iii) 補助金の概要

(ア) 監査の対象

補助金の名称	補 助 金 額	申請年月日	交付 決定年月日	事業完了 年 月 日
諏訪市シルバー人材センター 補助金	8,800,000 円	平成30年 4月1日	平成30年 4月9日	平成31年 3月31日

(イ) 補助金の目的

補助金の名称	補 助 金 の 目 的
諏訪市シルバー人材センター補助金	高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律 68 号)に基づき設立された公益社団法人諏訪市シルバー人材センターの円滑な運営を確保するための補助金

iv) 監査の意見

監査の対象とした補助金は、諏訪市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の円滑な運営を確保することを目的として、諏訪市補助金等交付規則の補助金等取扱基準により交付されている。

センターは、高齢者の多様な就業ニーズに応えるため、就業意欲のある高齢者に能力と希望に応じた仕事を確保・提供していることを確認し、今次監査においては、担当課所及びセンターからの説明並びに諸帳簿・関係書類等により、当該補助金は交付目的に沿って執行され、補助金の出納は適正に管理され、各事業も順調に進捗していることを確認した。

本補助金の金額は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第 36 条に基づく補助事業

であり、高年齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター事業)執行方針に示された算定基準により算出されており、現地にて経理の処理内容についても説明を受けた。

センターについては、まず会員の確保が重要であり、それに伴う仕事の確保が必要であると思料する。そのためSNSの活用等担当課が協力して、イメージアップを図って周知することを提案する。また、会員の技能習得につながる講習等を行うことにより、業務に必要な会員の技術・技能の向上に努められたい。

委託業務の請求の際に発生する8%の事務手数料については、過去からの受託によっては、事務手数料を徴収しない事務処理があったので、今後は大切な収入源として、適正な事務処理を行われたい。

全体として、高年齢者の多様な働き方に対応した雇用や就業の機会を確保するための労働者派遣事業を行う等、センターの活動を通して「高年齢者の生きがい」や「社会とのつながり」など、これまでの知識、経験、技能を活かした「働く場」の創出に努められているが、今後は、センターの組織である13の地域班の機能を活かしたあり方も検討され、家事援助サービス等で地域貢献ができる業務の幅を広げていくことを希望する。

高齢化が進む中、会員の事故等には十分配慮され、高年齢者が長年積み重ねてきた「豊富な知識」と「経験」を活かして働くことにより、社会に参加し「喜び」や「生きがい」を見いだせるよう、また、今後とも活力ある地域社会づくりに寄与されるよう尽力されたい。担当課においては、補助金交付の継続に伴い、センター事務所への実施検査を行う等、運営状況の把握に努め、適時・適切な運営管理をされるよう要望する。